

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	<p>「人が集い交流する賑わい空間」「住みたい、住み続けたい快適居住空間」を基本方針に掲げ、中心市街地の三核連携と市民参画により活性化を目指す」と記載している。</p> <p><b>参照</b> 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地活性化の目標</p>
	認定の手續	<p>江津市中心市街地活性化協議会を組織し、平成 27 年 1 月に意見書を受ける予定である。</p> <p><b>参照</b> 9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項</p>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	<p>中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の要件を満たしている。</p> <p><b>参照</b> 2. 中心市街地の位置及び区域</p>
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	<p>学識経験者・事業者・各種団体で構成された、江津市中心市街地活性化基本計画策定委員会による検討、中心市街地活性化協議会との意見交換を行った。</p> <p><b>参照</b> 9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項</p>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	<p>本市の総合振興計画及び都市計画マスタープランにおいて、中心市街地の整備の方針や方向性が整理されている。</p> <p>準工業地域全体を対象とした大規模集客施設の立地制限(特別用途地区指定)を、平成 26 年 10 月 23 日に告示している。</p> <p><b>参照</b> 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項</p>
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	<p>事業の選出の考え方や中心市街地活性化において重要な整備・事項など事業の推進上の留意事項を記載している。</p> <p><b>参照</b> 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項</p>
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与す	中心市街地の活性化を実現するために必要な 4 から 8 までの事業等が記載されていること	<p>計画期間内に実現する 4 から 8 の事業を記載している。</p> <p><b>参照</b> 4. ～8. -[2] 具体的事業の内容</p>

基準	項目	説明
<p>るものであると認められること</p>	<p>基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p>	<p>記載している事業の実施が、「歩行者・自転車通行量」「新規店舗出店数」「居住人口」の数値目標の達成に寄与することを記載している。  <u>参照</u> 3. 中心市街地の活性化の目標</p>
<p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p>	<p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと</p> <p>事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>各事業において、実施主体を記載している。  <u>参照</u> 4. ～8. -[2] 具体的事業の内容</p> <p>各事業において、計画期間内に完了又は着手、継続を見込んで、実施時期を記載している。  <u>参照</u> 4. ～8. -[2] 具体的事業の内容</p>